旧準軍人の意義、就職退職の意義、普通恩給年限等については、昭和二十一年法律第三十一号附則第二条「従前の規定による公務員又は公務員に準ずべき者については、なお従前の例による」の規定が適用されることになる。

旧軍属及びその遺族の恩給については、前記附則第二十八条の如き規定が置かれていないが、これは恩給法上軍属なる特殊な取扱いがなく、旧軍属は文官、警察監獄職員の中にそれぞれ包括されていたのであって勅令第六十八号によって支給が停止されたに過ぎず、旧軍人のように恩給法上からこれらの者が削除されているのではないので当然に法律第一五五号附則に定めるものを除く外、恩給法の規定が適用されるという関係にあるのである。

2　適用対象

旧軍人、準軍人は終戦当時に恩給法の適用対象になっていた者は、改正後の法律（一五五号）においてもそのまま対象とされている、即ち旧軍人とは１旧陸軍又は旧海軍の現役、予備役にある者、２国民兵役にある者で召集された者、３志願により国民軍に編入された者をいい、旧準軍人とは旧陸軍の見習士官、旧海軍の候補生、見習尉官及び特定の旧陸海軍諸学校の学生生徒をいい法律第一五五号でいう旧軍属とは、軍人恩給の停止に際し軍人と同じに取扱われた文官の一部を指称するものである。

種類

恩給の種類は退職者本人に支給される恩給と、公務死亡者の遺族に妻、子、父母、祖父母に支給される恩給とがある。

※退職者に給される恩給には

一、年功恩給として

普通恩給　　一時恩給

二、傷病恩給として

増加恩給　　傷病年金　　傷病賜金

※戦没者の遺族に支給される恩給には

一、扶助料として

普通扶助料　　公務扶助料　　一時扶助料

三号扶助料　　特例扶助料

……があり遺族（妻、子、父母、祖父母）が失権失格事由（別添表参照）に該当しない賜金にこれを給する。

前記各種恩給はそれぞれ次の支給条件によって給される。

A、普通恩給

一、勅令第六十八号（昭和二十一年二月一日）施行前に普通恩給の裁定を受けたことのある者（既裁定）

二、実在職年が準士官以上十三年下士官以下十二年勤務した者。

三、旧軍人、旧軍属としての引続く七年以上その他の一般公務員としての実在職年を合算して最短恩給年限に達する者

四、昭利二十八年八月一日現在において増加恩給な受けている者。

五、昭和二十九年四月一日以後旧の第一項症（新第一款症）の増加恩給を受ける者。

六、在職中の職務に関連して拘禁された者がその拘禁を加えれば最短恩給年限に達する者

七、未帰還中の期間を算入すれば最短恩給年限に達す

受給金額

退職散当時の階級により定められた、仮定俸給を退職当時の俸給年額として実在職年の

年数に応じて次のように算出す
1、実在職年数が最短のときは仮定俸給年額の一五〇分の五十とし、最短年に超える一年ごとに仮定俸給年額の一五〇分の一を加えて在職年数五〇年を以って最高とする。
2、実在職年が資格年限未満である場合には、仮定俸給年額の一五〇分の五十から資格年限に達するまでの一年ごとに仮定俸給額のの一五〇分の三五を減じたものとする、但し一五〇分の二五を下らない旧軍人の仮定俸給年額は次表のとおり

兵	２３，４００円
伍	２６，２００円
軍	２７，１００円
曹	２８，５００円
準士官	３４，３００円
少　尉	３９，７００円
大　尉	６０，０００円
大　佐	１０２，０００円

若年停止、普通恩給の支給は年令に制限を設けて四五才未満の者は全額停止、四五才以上五十歳未満は１／２停止、五〇才以上五五才未満は３／１０停止、五五才以上全額支給としている。

B　一時恩給
一、下士官以上又は軍属の場合
イ　旧軍人、旧軍属としての引続く実在職年が七年以上、最短恩給年限未満の者。
ロ　旧軍属から給軍人に転じた者、又は旧軍属から旧軍人になった者で旧軍人になったときが旧軍属と旧軍人との併任とみられる場合にそれぞれ引続いて七年以上、最短恩給年限未満の実在職年のある者。
二、兵の場合
兵なる旧軍人としての引続く実在職年が七年以上、最短恩給年限未満の者。
三、戦犯として拘禁された者が拘禁前の在職年に拘禁期間を算入すれば七年以上（計続いてなくてもよい）最短恩給年限未満の者。

受給金額

兵	３５，３５０円
伍	３９，９００円
軍	４１，３００円
準士官	５１，１００円
中　尉	６７，０００円
少　佐	１０８，０００円

生前支給され得べきであった普通恩給額の十分の五で加除なし

C、増加恩給
公務のため傷病にかかり、その傷病の程度が特別項症から旧の第七項症までの者。

D、傷病年金
公務年金のため傷病にかかり、その傷病の程度が旧の第一款症から旧の第四款症までの者。

E、傷病賜金
公務のため傷病にかかりその傷病の程度が第一目症から第二目症までの者で旧下士官以下の者。

F、普通扶肋料
一、勅令六十八号（昭和二十一年二月一日）施行以前に普通扶助料の裁定を受けた者

（既裁定）
二、実在職年が最短恩給年限以上者で昭和二十八年八月一日以前に死亡した場合（未裁定）
三、昭和二十八年八月一日以前普通恩給を受けた者でその後死亡した場合

G、公務扶助料
一、勅令第六十八号（昭和二十一年二月一日）施行前に公務扶助料の裁定を受けていた場合（既裁定）

昭和三十二年五月法律第一二四号で恩給法の一部改正がなされたので概説を加えて参考に供する。
昭和三十二年五月法律第一二四号
【恩給法の一部を改正する法律】概説
戦後における退職公務員、すなはち軍人、文官及びその遺族に対する恩給上の処遇については、いわゆる軍人恩給の廃止ないしは復活である、いわは給与ベースの改定に伴う恩給年額の増額等、戦前にはみられなかった消長と変遷を経てきたものであって、種々検討を要する余地が残されている状態にあった。
そこで昭和三十二年六月臨時恩給等調査会を設置、仝年十一月十五日政府に仝調査会の報告書の提出があった。政府は、この報告をもとにして戦没処理の重要課題でもあり、且、又恩給址それ自体における懸案でもあった戦没軍人遺族ならびに戦傷病者の処遇の改善と老令退職公務員の処遇の向上に重点をおいて、問題の総合的解決を図るべく
(1) 国家財政その他諸般の状況を考慮してこれがために急激する財政負担をきたさぬよう、四ケ年にまたがる漸進的な計画のもとに所期の目的を達成する。
(2) 実施の緩急順序において、戦没軍人遺族重傷病者高年令者を優先、
(3) 処遇改善の対象を六十才以上の高令者寡婦遺児傷病者とした。
(4) 上に薄く下い厚くするという精神に立脚し、重点を下給者においた。すなわち仮定俸給の引上げにつき強い制限を設けて、上級者の引上率を抑制いたすと共に傷病恩給においては、階級制徹廃

以上の立場から法一二四号を立案国会提出をみた。

軍人軍属に関する主な改正点は次のとおりである。
一、高額所得者に対する恩給の支給については、一部停止が規定されているが、この度の改正で停止率が平均十二%引上げられ、昭和三十三年十月一日から実施されることになった。
二、旧軍人軍属の恩給の基礎在職年に算入する在職年については、種々制限規定が設けられ、制限外の在職年については算人されなかったが、この度の改正で従来除算された実在職年についても算入することができるようになったので、除算された実在職年を算入する事によって新たに普通恩給又は扶肋料を受給出来る者については、新たに普通恩給又は扶助料が支給され此に受給中のものについては、支給額の改定が夫々昭和三十五年七月から実施されることになった。
三、公務扶助料、三号扶助料及び特例扶助料等の支給額の算定の基礎となる乗率が平均一、二割引上げられ、前記の仮定俸給年額の引上げと共に支給額が従来の額より約三割の増額となり、昭和三十三年十月から昭和三十五年六月までは増額分の二分の一、昭和三十五年七月から全額増額されることになった。
四、恩給計算の基礎となる仮定俸給年額が一万二千円ベースから一万五千円ベースに引上げられ，昭和三十三年十月一日から実施されることになった。
五、昭和二十年九月二日（降伏調印の日）前に外地で死亡した軍人軍属等が改正法の公布（昭和三十三年五月一日）以后その死亡が判明した場合は従来これらの留守家族に支給されていた留守家族手当、特別手当等は扶助料の内払いと看做し、扶助料支給の際控除

することにした。（今までは併給されている）留守援法と恩給法（扶助料）との調整新設。

六、普通恩給（除く増加恩給傷病年金に併給される普思）及び扶助料（除妻及び子）を受ける者で満六十才になるまでは改正規定による増額は引かれない。

以上軍人軍属恩給についてその概要を略述してきたところであるが、なお詳細にわたる説明は本紙面をしては到底全読者を満足させることはできないので個々のケースについては直接照会して貰いたい。

受給権を有するに拘らず、例へば年功恩給たる普通恩給の若年停止等のため受給年令まで請求を留保するような例も見受けられるが、斯様な場合でも時効の起点については、事由の生じた時を抑えるのであるから、昭和二十八年八月一日から時効が進行することに大方の注意を喚起したい。

請求書類の裁定状況又は進達経過について、市町村或いは遺族個人からの照会に接することが相当あるので参考までに請求書類の進達経路について簡単に説明すると、市町村役所の窓口で受付整備する書類は次表の経路で裁定に至る。

1　市町村役所窓口（書類整備）
2　社会局援護課（書類審査）
3　日本政府南方連絡事務所
4　厚生省（未帰還調査部位佐世保地方復員部主として軍歴調査）
5　厚生省引揚援護局業務課（主として点検審査）
6　総理府恩給局審査課（裁定）

窓口から進達庁に至るまでに不備を認められた書類は市町村に返戻され、再整備の上進達達の運びとなる。不備がなく順調に進達された書類が前掲関係庁を経て裁定に至るまでに要する旧数は概ね六ケ月（海軍にあっては十ケ月）であるので進達後再進達の場合再進達后一ケ年を経過した書類は裁定保留と看做しているので照会に当って参考にされたい。

戦時中軍に関連して死亡した者は応召であれ協力であれ何等かの国家補償がなされるものと考へておゝかた差し支えない。又現在の法律では資格年限身分不適格等の非該当として救済されていない方達でも絶えず法改正に関心を寄せられ、当局援護課へ一応の問い合わせなり、要望なりで積極的な協力を寄せられんことをお願いして結びの言葉とする。

“援護法による遺家族援護事務について”

援護係長　玉城　金雄

援護の歩み

一、援護法制定と沖縄

援護法が国会を通過して、公布されたのが昭和二十七年四月三十日でありました。それに先だつこと二日、同年四月二十八日平和条約が発効した日でありますが、日本が独立を回復して新生の第一歩を踏み出すにあたり、この法律を世に送ったことはまことに意義深いことでありました。

援護法の第一条は、この法律が「軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し国家補償の精神に基き、軍人軍属であった者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」とあります。

公務上傷病により不具廃疾となった旧軍人軍属や死亡した者の遺族に対して、補償を行うことは国家として当然の責務でありながら昭和二十年八月終戦になると海外各地から続々と帰還して来たのであるが、国家自体が終戦の混乱状態下に、経済的に弱体であり、一つには占領下にあって、連合軍司令部から「恩給並に扶助料の件」と題する覚書により軍人、軍属及び遺族に支給されていた恩給、扶助料は停止され、戦傷病者に対して少額の増加恩給のみが給されているに過ぎなかった。そのため仕事につけない傷痍軍人、軍属や柱と頼む夫を、子を、親を失った遺族、遺児は、たゞでさえ苦しい戦後の生活を余儀なくされたのであります。

昭和二十七年になりますと、漸く経済状態は好転し、講和発効を機に、戦傷病者や戦没者の遺族に対する補償を実現すべく、かねてから研究をすゝめていたこの法律案を国会に提出し、冒頭にのべたように四月三十日法案は可決、即時実施されました。

ところが此の法律が沖縄に適用されたのは一年おくれたのであります。これは沖縄が日本の行政権を離れていることによる事務的問題と、又一つには当時沖縄に籍のある者の復員処理は僅か四％程度しかなされていないことから、厚生省内に復員処理を先にして然る後に適用すべきだという論などもあり、すぐに決定にいたらなかったからである。然しながら復員処理な先にするにしても、それまでに相当の日時を要し、これが完了するまで延ばすことは、既に死亡処理された遺族に対して気の毒であるから、復員処理とは別に、早く遺族を援護すべしとの意見に傾き、こうして翌年四月三十日南方連絡事務所今城登初代所長より行政主席比嘉秀平宛「南島諸島に現住する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱について」と題する通知により、沖縄にも援護事務が開始されたのであります。

二、遺族年金、弔慰金請求事務の開始

援護法の施行が沖縄に適用されたことは前にのべたとおりで、一九五三年（昭和二十八年）五月、沖縄関係の戦役者名簿が厚生省引揚援護庁復員局より送付されて来ましたので、これに基いて援護法による遺族年金弔慰金の請求事務が開始され、今年七月二日始めて市町村からの請求書が社会局援護課に受付られたのであります。そして翌年の七月三日進達第一号として日本政府へ送付し、仝年八月三十一日年金証書三十一枚、弔慰金裁定通知書三十八枚が厚生省で裁定になり送付されて来たのであります。こうして事務開始以来今日まで難解な援護法や、日々起る複雑な問題、日本々土と異なる特殊ケース、戸籍の不備等、複雑多岐に亘る請求事務も軌道に乗り、八五％以上が処理され、援護金支払額も既に二十二億を突破し、遺族援護の一端として支払われたことは喜びにたえない。

三、遺族年金、遺族給与金の支給

遺族年金、遺族給与金の支給には、戦没者に関する要件と、遺族個々に関する要件とがあり、この両方に該当した場合に遺族年金は昭和二十七年四月一日、遺族給与金は昭和三十四年一月一日から支給を受けられます。

1　戦没者に関する要件とは

第一に，軍人、軍属、準軍属（徴用、協力、戦斗参加者、義勇隊、特別未帰還者等）が在職期間中に公務上傷をうけたり、又は疾病にかゝったりして、それによって死亡した場合で死亡した時期は在職中だらうが、退職後何年経った後であらうが死亡の原因が公務上の負傷又は疾病によることが要件である。従って公務上の傷病であれば、それが支那事変、満洲事変当時のものは勿論、日清、日露戦争当時のものでもよい。

但し準軍属の場合はその受傷や疾病が敵の使用する兵器、謀略、戦斗中とか戦時災害によるものでなければいけないことになっている。

第二に、障害年金、又は軍人であった者で増加恩給（第六項症以上）の権利があってから、他の外傷や疾病が原因で死亡した場合、

第三に、軍属又は準軍属が在職期間中に公務傷病を受け、援護が施行される昭和二十七年四月一日準軍属は昭和三十四年一月一日以前に他の負傷や病気がもとで死亡した場合に、その死亡当時の負傷疾病が第六項症以上の障害があったものに限る。

以上第一、二、三のいずれかに該当する遺族には遺族年金又は遺族給与金が支給される。重大な過失によって公務上負傷し、又は疾病にかゝりこれにより不具廃病となったものを除く（法第二十三条）。

2　遺族個々の支給要件

遺族年金はその性格上、生活補償的見地から援護するため支給するので、遺族の範囲を戦没者の死亡当時の配偶者（内妻を含む）、子（胎児であった子を含む）、父母、孫、祖父母に限定されている。

遺族は戦没者が死亡当時日本の国籍を有していること。戦没者が死亡当時その戦没者によって生計を維持し、又は生計をともにしていたものでなければならない。無論、戦没者は入隊して長い間外地に出征しているから厳密に死亡当時生計が一緒であったとは云えない。もし軍人軍属としての勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかったならば、当然生計同一又は生計維持であったと認められればよい。生計維持というのは同一家庭に起居していなくとも仕送りを受けていたとか直接間接に何かの生活の援助を受けていたような場合もいえます。戦没者の妻は、戦没者の死亡当時、日本の国籍を有し、又戦没者と生計同一又は生計維持であれば無条件に遺族年金、又は遺族給与金が支給されます。

けれども他の遺族の場合はこの外に遺族年金は昭和二十七年四月一日、遺族給与金は昭和三十四年一月一日ににおいて、それぞれ次の条件に該当する場合、及びその後はじめてこれらの条件に該当した場合に支給される。

A、夫については、不具廃疾であって、生活資料を得ることができないこと。

B、子については、十八才未満で配偶者がないこと、又は不具廃疾であって、生活資料を得ることができないこと。

C、父母については、六十才以上であること、六十才以下の者に対しては不具廃疾であって生活資料を得ることができないか、又は配偶者がなく、且つ、扶養する直系血族がない場合

　但し、遺族給与金は祖父母の条件と同じ

D、孫については、十八未満であって、配偶者がなく、且つ扶養する直系血族がないこと、又は不具廃疾であって生活資料を得ることができず、而も扶養する直系血族がないこと。

E、祖父母については、六十才以上であって扶養する直系血族がないこと、又は不具廃疾で生活資料を得ることができず、而も扶養する直系血族がないこと、

右の条件中「不具廃疾で生活資料を得ることができない」とは厳密な規定によるものでなくて、身心に機能障害等があるために、働くことができないとか、働けはするが収入が極く僅かで、その上自分に資産がないため生活ができない場合をいう。